

第4章 預金債務の供託による消滅

中 田 裕 康

1 問題状況

本章では、銀行が供託によって預金債務を消滅させる場合の問題点を検討する。供託には、いくつかの種類があるが、ここでは弁済供託（民法494条）が主な検討対象となる。

弁済供託とは、弁済者が弁済の目的物を債権者のために供託所に寄託することによって、一方的に債務を消滅させる行為、又はその制度である。銀行預金に当てはめると、銀行が預金債務の返還金を預金者のために供託所に寄託することによって、預金債務を消滅させる行為（制度）だということになる。供託することができるのは、預金者が預金返還金の受領を拒む場合（債権者の受領拒絶）、預金者が預金返還金を受領できない場合（債権者の受領不能）、及び、銀行が過失なく預金者を確知できない場合（債権者不確知）である。

銀行実務において供託がなされるのは、純然たる弁済供託よりも、むしろ執行供託（民事執行法156条）の場合⁽¹⁾が多いのではないかと思われる。とりわけ、預金者の債権者による銀行預金の差押えが複数なされ、競合する場合には、銀行は供託が義務付けられるので（同条2項）、対応せざるをえない。執行供託については、供託すべき預金利息の範囲に関する議論⁽²⁾があるが、ここでは立ち入らない。執行供託は、執行法上の効果をもつとともに、弁済供託としての

(1) 水田耕一『新供託読本〔第七新版〕』（1992）38頁以下。

(2) 銀行預金についての一部差押えが順次されて競合した場合（たとえば、100万円の預金について、70万円の範囲の第1差押えがされ、数日後、50万円の範囲の第2差押えがされた場合）の問題である。元金とともに供託すべき利息は、①差押え競合時から供託時までの被差押え範囲全体（100万円）についての分か、②これに加えて、第1差押え時から差押え競合時までの第1差押えの範囲（70万円）についての分も含まれるのか、③さらに、銀行は、差押命令送達時に既に発生していた利息をも供託することができるのか、という問題がある。供託実務は、①を原則としつつ、②及び③も受理することとしている。③は、弁済供託の性質のみをもつが、これを認めないと、債務者は、差押債権者（①②）と執行債務者（③）の双方に二度に分けて免責行為をしなければならなくなるという不利益を被ることになる。そこで、一度の供託で完全な免責を得ることを認める必要から認められたものだと説明されている。以上については、法務省昭和56年2月13日民事局長回答、佐藤修市「差押競合時における預金利息の供託をめぐる」金法961号（1981）4頁、園部厚「銀行預金に対して差押え等が競合した場合の供託」遠藤浩＝柳田幸三編『供託先例判例百選〔第2版〕（別冊ジュリスト158号）』（2001）94頁、野海芳久（立花宣男監修）『雑供託の実例 雛型集』（2004）302頁以下。

性質も有する⁽³⁾。弁済供託に関する以下の検討は、その限りで、執行供託にも関連する。

以下では、銀行は具体的にどのような場合に供託ができるのか（「2」）、また、供託した場合にどのような効果が発生するのか（「3」）を検討する。効果については、預金債務の帰趨だけでなく、預金契約への影響も検討したい。それは、預金契約上の銀行の債務の内容及び預金契約の構造の考察を促すことにもなるだろう。

2 預金債務についての弁済供託の要件

(1) 弁済供託が問題となりにくい事情

預金債務について弁済供託が問題となるのは、預金者の側に預金の帰属をめぐる争いがある場合であることが多い。とはいえ、銀行にとって弁済供託が切実な問題となることは、それほど頻繁なわけではないと思われる。その理由として次の諸点が考えられる。

第1に、預金債務が取立債務であることである。このため、履行期が到来したからといって銀行が直ちに履行遅滞に陥ることにはならない⁽⁴⁾。また、預金者の受領拒絶や受領不能が問題となることも稀であろう⁽⁵⁾。

第2に、預金契約によって銀行が預かり、返還するのが金銭であることである。債務者（銀行）にとって保管の負担は、有体物の場合に比べると、ごく小さい。

第3に、銀行は、預金債権者でないとされた者に払い戻したとしても、適正な手順に従ったのであれば、約款により、又は債権の準占有者に対する弁済（民法478条）として、免責

(3) 中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂6版〕』（2010）705頁。

(4) 取立債務一般について、我妻栄『新訂債権総論』（1964。使用版は1971年9刷）103頁、奥田昌道編『新版注釈民法（10）I』（2003）463頁〔奥田昌道＝潮見佳男執筆〕、中田裕康『債権総論〔新版〕』（2011）103頁など。取立債務には、履行遅滞を免れるために、債務者の口頭の提供を要するものとそうでないものがあるという立場から、銀行預金についてはこれを不要とし、定期預金の満期日が到来しても当然に履行遅滞になるわけではないというものとして、門田稔永「取立債務を供託する場合の遅延損害金の要否について」金法1030号（1983）6頁。もっとも、供託先例では、取立債務でも履行期から遅延損害金が発生するというものがある（昭和43年4月8日民事甲808号民事局長認可第5問〔民月23巻5号173頁・174頁〕。成瀬敏郎「取立債務弁済供託の要否」遠藤＝柳田編・前掲注（2）44頁参照）。

(5) これに関連して「取立債務の弁済供託における弁済の提供の要否」というテーマが論じられることがあるが（成瀬・前掲注（4））、取立債務と履行遅滞の関係についての前述の理解に立てば、少なくとも銀行預金でこれが問題となることは、實際上、ほとんどないのではないと思われる。なお、水田・前掲注（1）15頁は、取立債務において、弁済期到来後相当期間経過しても債権者が取立てに来ないときは、債務者は弁済不能（債権者の不出頭による受領不能）を理由として供託できる（取立ての催告は不要）という。このほか、消費寄託における「保管する債務」については、受領自体が問題とならない。

を受けられるのが通例であることである。その結果、債権者不確知が問題となることも、相対的に少なくなる。

以上の諸理由により、銀行としては、払戻しを請求する者については、手続に従ってこれを行い、また、払戻しを請求してこない預金者については、積極的に受領を求めることまではせず、一定の期間が経過すると、それに応じた処理をするというのが、従来の実務であったと思われる。これに関しては、期間の経過に伴う銀行の対応の在り方をめぐる検討課題はあるが⁽⁶⁾、それが供託制度の利用に直結するわけではない。

(2) 具体的事例の検討

このように、預金債務について弁済供託が問題となることはそれほど多くはないが、ときおり見られるものとして、債権者不確知の事例がある。これを少し検討しよう。「弁済者が過失なく債権者を確知することができない」というのは、客観的には債権者が確定しているとしても、弁済者が善良な管理者の注意を払っても、それが誰であるかを知りえないということであり、知りえない理由は、事実上のものでも法律上のものでもよいとされる⁽⁷⁾。

供託先例では、他人名義又は架空名義の預金をしていた夫婦が離婚し、一方が預金証書を、他方が印鑑を所持し、各自が預金者であると主張して係争中である場合に、供託の受理を認めるものがある⁽⁸⁾。これに対し、離婚した女性が預金通帳と印鑑を所持している自己名義の預金の払戻しを求めたが、前夫が銀行に支払の差止めを依頼していたことから、銀行が債権者不確知を理由に弁済供託をした場合について、この供託を無効とした裁判例がある（大阪地判平成4年3月26日判タ813号243頁）。また、団体ないし法人の代表者が誰であるかの争いがある場合について、団体ないし法人の預金である以上、代表者が誰かはその内部の問題だから、債権者不確知にはあたらないとした供託先例⁽⁹⁾及び裁判例（福岡高判平成16年5月25日金法1720号40頁）がある⁽¹⁰⁾。無記名定期預金については、債権者不確知に基づく供託を認めないのが多数

(6) 森田宏樹「預金債権の消滅時効」法教371号103頁・372号90頁・374号105頁（2011）。特に、休眠口座（睡眠口座）の取扱いにつき、同374号105頁～108頁。休眠口座の解約制度（普通預金規定ひな形10条（3））の運用の在り方も課題となる。

(7) 我妻・前掲注（4）309頁、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（1992）564頁。

(8) 太田健治「普通預金債権の場合の債権者不確知に基づく供託の可否」遠藤＝柳田編・前掲注（2）56頁参照。

(9) 太田・前掲注（8）57頁（労働組合支部長名義の預金についての先例）。

(10) このほか、預金債権返還請求訴訟において預金債権が原告に帰属する旨の1審判決がなされた後に、被告信用金庫がした債権者不確知による弁済供託を無効とした事例がある（東京高判昭和59年6月20日東高民時報35巻6・7号民123頁）。

説であり、供託先例もそのようである⁽¹¹⁾。

銀行実務の側では、預入れの当初から名義人と真の預金者との乖離がありうる場合（夫婦間の場合、親子間の場合）、預金者が死亡した場合（遺言がなく相続人の範囲が不明確な場合、遺言があるがその効力に争いがある場合）、その他の場合（法人の代表者が不明な場合、振込依頼の実行と差押えの先後が不明な場合）において、預金の帰属が不明となることがあり、債権者不確知に基づく供託をより柔軟に認めるべきであるとの主張がある⁽¹²⁾。

これらの事例を見ると、銀行預金において債権者不確知が問題となる場合の多くは、預金者の確定の問題に帰着する事例であり、結局は、銀行が善良な管理者の注意を払っても預金者の確定ができないのかどうかによる、ということになる。そこで、この問題を、預金契約締結時の局面と預金契約締結後の局面に分けて検討したい。

(3) 預金者の確定の可能性

預金契約締結時の局面においては、そもそも、契約に基づく債権について、債務者が債権者不確知を理由に供託できるのは、契約締結後の事情によって債権者を確知できなくなった場合であり、債権の成立自体が何人との間に生じたのか不明の場合を含まない（自ら契約を締結しながら、それを何人としたのか不明であるという債務者には故意又は過失がある）という見解が有力である⁽¹³⁾。もっとも、過失の有無は、具体的事情によって判断されるべきことであるから、一律に決しうるわけではない。まず、無記名定期預金については、預金者認定についての客観説を前提とすると、具体的事案においては、過失なく債権者を確知することができないといえる事態はありうるようにも思われるが、これは無記名定期預金という特殊な預金自体に対する評価にかかわることであろう⁽¹⁴⁾。次に、他人名義や架空名義の預金については、銀行が真

(11) 供託先例は、若干の揺らぎの後、昭和40年10月27日付民事甲第2989号民事局長電報回答（金法428号18頁）で、否定的立場をとった。否定説として、村上惺「預金と弁済供託の実務」金法423号（1965）24頁、宮川種一郎＝鈴木重信「金融法務セミナー」金法440号（1966）31頁〔鈴木意見〕、中馬義直「無記名定期預金と債権者不確知に基づく弁済供託の可否——附、他人名義・架空名義預金の場合」『供託先例百選（別冊ジュリスト35号）』（1972）74頁、林良平（安永正昭補訂）＝石田喜久夫＝高木多喜男『債権総論〔第3版〕』（1996）319頁〔石田〕など。供託を認める見解は、宮川＝鈴木・前掲〔宮川意見〕など。

(12) 堂園昇平「預金の債権者不確知と供託の可能性」金法1855号（2009）68頁。匿名「債権者の死亡と『債権者不確知』供託」金法1852号（2008）64頁も、債権者の死亡の場合、戸籍に記載されていない相続人の存在、相続放棄、相続欠格事由、遺言、遺産分割協議等について、債務者は確実に知ることができないことから、債権者の死亡により債権者不確知となると解すべきであり、供託実務でもそのような取扱いをすべきであると主張する。

(13) 水田・前掲注（1）16頁、中馬・前掲注（11）75頁、林ほか・前掲注（11）318頁〔石田〕。

(14) 中馬・前掲注（11）75頁は、無記名定期預金に対する消極的評価に基づき、供託を否定し、林ほか・

の預金者を認識することが実務上困難である場合があるとの上述の指摘（(2)、注（12））は、事実としては理解することができる。しかし、近年の判例においては、預金者の認定について、従来の客観説から一般的な契約法理による当事者確定の方法に向かうという変化が見られ⁽¹⁵⁾、また、現在、預金開設にあたっての本人確認義務が強化されつつある。そうすると、銀行において、預金契約の相手方が誰であるかを過失なく確認できなかったという事情が認められることは、従来にも増して少なくなっているように思われる。

預金契約締結後の局面においても、債権者不確知となる場合は、多くはなさそうである。一般的には、債権者不確知の典型例として、譲渡禁止特約のある債権が譲渡されたが、債務者にとって譲受人が善意か悪意かが分からない場合があげられる（民法466条2項参照）⁽¹⁶⁾。しかし、銀行預金については、譲渡禁止特約があることは広く知られているので、譲渡されること自体少ないであろうし、譲渡されたとしても、譲受人の悪意が認められる場合が多いと思われる。このため、銀行預金については、上記の典型例が問題となることは多くはなさそうである。また、預金について、相続人間の紛争が生じることもあるが、判例（最判平成16年4月20日判時1859号61頁）のとり分割帰属説を前提とすると、相続人が誰であるかについて争いがある場合などを除いては、債権者不確知とはいえないとされるのが通例であろう⁽¹⁷⁾。

（4） 供託の可否と銀行の対応

このように、銀行が預金債務について供託することができる場合は、かなり限定されているようである。その結果、預金者側に紛争があり、複数の者が払戻請求をする場合、銀行は、預金債権の帰属について自らの判断で請求者のうちのある者に支払って過誤払いの危険を負うか、又は、誰にも支払わずに履行遅滞責任を負うかの選択を強いられることになる。後者の場合、法定利率による遅延損害金を付する必要がある、低金利の現況において、銀行にとってこれは不合理であると感じられることがあるかもしれない⁽¹⁸⁾。

そこで、銀行としては、相当の注意を払っても預金者を確定できない場合（たとえば、預金

前掲注（11）318頁〔石田〕もこれを支持する。他方で、預金担保貸付について民法478条の類推適用を認める判例（最判昭和48年3月27日民集27巻2号376頁、最判昭和59年2月23日民集38巻3号445頁等）は、銀行の無過失を認めている。そこで、民法494条の過失（債権者を確知できないことについてのもの）と、同478条の過失（弁済受領権限のないことを知らなかったことについてのもの）との評価の区別が問題となる。

(15) 最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁参照。岩原紳作＝森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金法1746号（2005）24頁、中田・前掲注（4）331頁参照。

(16) 水田・前掲注（1）15頁・89頁、野海・前掲注（2）176頁参照。

(17) これに対し、堂園・前掲注（12）、匿名・前掲注（12）は、供託をより柔軟に認めるべきだと主張する。

(18) 「座談会 銀行取引から見た債権法改正の検討課題」金法1800号（2007）6頁・15頁〔三上徹発言〕。

の払戻しを請求する者が複数ある場合、預金者又は利害関係人から払戻しの停止の請求を受け
た場合、相続人の範囲について争いがある場合など) について、預金債務の遅延損害金を約定
しておく方法(たとえば、約定利率と同率程度とする)も考えられなくはない。このような約
定は、銀行の運用利益を銀行と預金者との間で配分する機能をもつこと、供託金に付される利
息が極めて低利であること⁽¹⁹⁾、銀行の信用の高いことを考えると、あながち不合理であるとは
いえないだろう。もっとも、その効力⁽²⁰⁾、適用の現実的可能性、波及効果(過誤払いの場合の
免責への影響など)及び社会的反響等について、慎重に検討する必要があるだろう。

当面の対応としては、銀行は、預金契約締結時においては、契約の相手方(預金者)が誰で
あるのかを慎重に確認すること、また、契約締結後の預金者の変動においては、債権者を確知
することについての法律上の困難と事実上の困難とを分けて検討し、事実上の困難については、
供託可能(債権者不確知)と判断されうる具体的事例に関する情報を集積するよう努めること
が考えられるであろう。

3 預金債務についての弁済供託の効果

(1) 弁済供託による債権の消滅と銀行預金における問題

債務者は、弁済供託によって債務を免れる(民法494条)。債権の消滅時期については議論が
あるが、供託物の取戻しを解除条件として供託時に債権が消滅すると理解する解除条件説が通
説である⁽²¹⁾。これによると、銀行預金についても、銀行が供託した時に、預金債務は解除条件
付きで消滅することになる。

ところで、銀行預金が消費寄託であるという観点からすると、受寄者である銀行の債務には、
金銭を返還することだけでなく、金銭を保管することも含まれているはずである。そうする
と、供託によって、銀行の債務のうち保管するという部分はどうなるのかが問題として残るこ
とになる。これを(2)で検討しよう。

また、普通預金等の流動性預金については、供託時の残高全額を供託したとしても、預金契
約自体は存続するので、その後も付利や振込み等により入金があれば再び残高債務が発生す
ることになる。そうすると、供託によって消滅する預金債務と供託後に発生する預金債務とは

(19) 2011年10月現在、供託金利息は、1年について0.024%である(供託規則33条)。

(20) 消費者契約法の規定(8条1項2号・10条参照)のほか、この場合にそもそも法定利率を下回る遅延
損害金の約定が常に認められるのかという議論もありえよう。そこで、本文では、一定の事由のあ
る場合に限り約定が適用されるという制度を想定している。

(21) 中田・前掲注(4)369頁参照。

どのような関係に立つのかという問題が生じる。これを（３）で検討する。

これらの問題はまた、預金債務と預金契約との関係はどのようなものかという一般的な問題にも発展する。これを（４）で検討する。

（２） 預金債務の帰趨 —— 保管と返還

預金債務における保管の面については、主として預金債権の消滅時効に関して論じられてきた⁽²²⁾。まず、寄託契約に関し、大審院は、期間の定めのない寄託契約について、寄託者はいつでも返還請求できるから、返還請求権の消滅時効は寄託契約成立の時から進行するとする一方、返還時期の定めのある寄託契約について、寄託者がいつでも返還請求できるとしても（民法662条）、返還時期まで返還請求せずに保管させることは寄託契約上の権利の行使であって返還請求権の行使を怠ったとはいえないから、返還時期到来前は消滅時効は進行しない、とした⁽²³⁾。これらの考え方と銀行預金との関係が、特に当座預金契約について議論された。我妻博士は、消費寄託においては、目的物の所有権が受寄者に移転し、寄託者は返還請求権を取得するだけとなった以上、これについて消滅時効を排斥すべき理由はない（寄託者が返還請求しないのは保管を継続させる権利を行使しているのだから消滅時効にかからないという説に反対）というに至った⁽²⁴⁾。また、川島博士は、寄託契約によって債権者が保管請求権と返還請求権を取得するが、返還請求権は保管を拒否することを前提としてその中に含むので、返還請求権が時効消滅した場合は保管請求権も共に消滅すると構成して、上記の大審院判例の結論を支持し、当座預金等についても同様に処理してよいという⁽²⁵⁾。この問題は、現在でも立法論を含めて議論されているが、その主たる対象は消滅時効の起算点の問題であり⁽²⁶⁾、預金契約における保管

(22) 森田・前掲注（６）参照。

(23) それぞれ、大判大正９年11月27日民録26輯1797頁（返還時期の定めのない土地建物の寄託契約。契約解除時から時効が進行するとした原判決を破棄）、大判昭和５年７月２日評論19卷民法1016頁（返還時期の定めのある国庫債券寄託契約。返還請求権の消滅時効が返還時期の到来前から進行することはないとした）。

(24) 我妻栄『債権各論中巻二』（1962。使用版は1972年９刷）743頁。考え方の変遷につき、我妻栄「判批」『判例民事法昭和10年度』41頁（12事件）及び我妻・前掲739頁参照。

(25) 川島武宜『民法総則』（1965。使用版は1990年32刷）513頁以下。時効についての法定証拠説の立場からの説明をする。

(26) 近年の学説としては、保管義務と返還義務を一体的に見たうえ、前者を強調し、普通預金においては、預金者は銀行に預けていることで権利を行使しているのだから、預けている間に返還請求権が時効消滅するのはおかしいというもの（四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第8版〕』（2010）380頁）、流動性預金口座について、預金契約の解約による口座取引終了時を消滅時効の起算点と解すべきであり、立法論としても少なくとも短期の時効期間についてはそうすべきだというもの（森田・前掲注（６）374号108頁以下）などがある。なお、法務省民事局参事官室『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』（2011）第36. 1（3）（商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間

義務の内容そのものについては、それほど関心は高まってははいない。そこで、以下では、保管義務を2種に分けて考えてみたい。

第1は、供託の対象となった預金残高についての保管義務である。これについては、我妻説によれば返還債務のみとなっているので論じるまでもないが、川島説においても、弁済供託によって返還債務が消滅し、それに伴い保管義務も消滅すると解することになるだろう。そもそも、消費寄託たる預金契約においては、預け入れられた金銭の所有権は銀行に移転しているので、保管義務の内容はその金銭に相当する価値の保管となるが、受寄者がその金銭を「消費」しうする以上、その義務は、計算を明らかにすること（信託法34条1項2号口参照）のほかは、一般的抽象的なもの（銀行業務の健全適切な運営。銀行法1条1項）となり、返還義務と独立して論じるべきものとはならないだろう。結局、いずれの考え方によっても、弁済供託の後、当該預金相当額について、保管義務が残ることにはならないと考える。

保管義務の第2は、供託の対象となった預金残高に限らず、銀行が預金契約上、一般に負っていると考えられるものである。流動性預金において問題となることであるが、それは預金債務自体の問題ではなく、預金契約の問題であると考えられる。後に（4）で検討する。

（3） 預金債務の帰趨 —— 残高債務の内容

次に、普通預金等の流動性預金において、銀行がある時点での預金残高全額をそれまでの経過利息も付して弁済供託した場合の法律関係が問題となる。普通預金について、「預入された金額は常に既存の残高と合計された一つの債権として取り扱われる」という我妻博士の理解⁽²⁷⁾は、広く支持されている⁽²⁸⁾が、そのうえで、普通預金債権は「当初から存在している債

的な論点整理の補足説明』（2011）297頁）参照。

債権の消滅時効の起算点については、自動更新特約付き定期預金の払戻請求権に関する最判平成19年4月24日民集61巻3号1073頁に加え、供託金取戻請求権に関する最判昭和45年7月15日民集24巻7号771頁及び最判平成11月27日民集55巻6号1334頁、利息制限法超過利息の過払金返還請求権に関する最判平成21年1月22日民集63巻1号247頁を総合すると、最高裁の考え方は次のように理解することができるだろう。すなわち、債権の消滅時効の起算点としての「権利を行使することができる時」の「できる」とは、権利の行使に法律上の障害がないことを意味するが、債権者が法律上は権利を行使できる場合、又は、債権者がその障害を除去することができる場合であっても、時効の進行を開始させることが当該債権の発生基礎となる契約又は制度の趣旨に反するときは、「権利を行使することができる」とは解さない、ということである。そこで、預金契約においても、預金者に払戻請求権の行使を求めることが契約の趣旨に反しないかどうかの問題となる。

(27) 我妻・前掲注（24）742頁。

(28) 民法（債権法）改正検討委員会『債権法改正の基本方針』は、「流動性預金口座による消費寄託」について「流動性のある預金口座において金銭を受け入れる消費寄託の合意がなされた場合において、寄託者である預金者によって預入れがなされ、または第三者によって振込みがなされたときは、受寄者が当該預金口座にその入金記帳〔入金記録〕を行うことにより、既存の残高債権の額に当該金

権が同一性を保ったまま、ただその額が変動する」と理解する見解⁽²⁹⁾ (以下「同一説」と呼ぶ)と、「普通預金口座の残高債権は、入金または支払の記帳がなされるごとに債務の成立原因が更新され、入金または支払に係る金額の分だけ増減した新たな一個の残高債権が成立する」と理解する見解⁽³⁰⁾ (以下「更新説」と呼ぶ)がある。

同一説を採る場合、供託の前後の預金債務の関係が問題となる。もし、供託の前後を通じて、同一の債権が存在するのだとすると、当該供託は一部供託であって債務の本旨に従ったものといえないのではないか、という問題が生じうる。それが「一部」供託だとすると、「全部」供託があるはずだが、「全部」供託は、預金契約を解消しない限り、なしえないことになるだろう。他方、それが一部供託ではなく、全部供託だと考えるのだとすると、供託によって消滅した預金債務と供託後の新たな入金によって発生した預金債務との関係（同一性）が問題となるだろう。このように、預金債務について同一説をとる場合には、供託の場合の法律関係について理論的な検討課題が残ることになりそうである。

更新説を採る場合は、弁済供託によって消滅するのは、供託時点で成立していた残高債権であるということになる。供託後に新たに成立した残高債権は、供託とは無関係だということになりそうである。しかし、そうすると、供託による「預金債務の消滅」とは何かが明確ではない。同一説と更新説のいずれを採るとしても、普通預金についての我妻博士の上記の説明を前提とすると、供託の時点で存在する残高債務を観念することができるので、その全額（既経過利息を含む）を供託すれば、それは債務の本旨に従ったものでないとはいえない（供託は有効である）との結論に至ることはできるだろう⁽³¹⁾。これで現実的問題の解決はできるはずである。ただ、両説のいずれにおいても、供託によって預金債務が消滅するといいつつ、なお預金債務が発生しうることを理論的にどう説明するのかが、残された問題となる。

額を合計した金額の預金債権が成立する。」と提案する（NBL904号・別冊NBL126号（2009）385頁【3.2.11.17】〈1〉）。法務省民事局参事官室・前掲注（26）第52.10(1)（商事法務編・前掲注（26）448頁）参照。

- (29) 道垣内弘人「普通預金の担保化」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（2000）43頁・58頁。企業法制研究会『企業法制研究会（担保制度研究会）報告書』（2003）47頁にいう、預金債権の性質に関する「出入金にもかかわらず同一性ある1本の債権であるという考え方」である。普通預金の担保化について、この見解を前提とする構成を、森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編『信託取引と民法法理』（2003）299頁・305頁は「『集合物』モデル」と呼ぶ。
- (30) 森田・前掲注（29）305頁。企業法制研究会・前掲注（29）47頁にいう「金額の変動のたびごとに別個の債権が発生する」という考え方である。普通預金の担保化について、この見解を前提とする構成を、森田・前掲は「『集合債権』モデル」と呼ぶ。
- (31) 提供や供託の要件を事後的視点から厳格に解すべきではないというものとして、水辺芳郎「一部提供と弁済供託」遠藤＝柳田編・前掲注（2）32頁。最判平成6年7月18日民集48巻5号1165頁につき、松久三四彦「不法行為に基づく損害賠償債務の弁済供託」遠藤＝柳田編・前掲注（2）48頁。

(4) 預金債務と預金契約

そこで、最後に、(2) で提起された問題（一般的な保管義務をどう理解すべきか）、及び、(3) で残された問題（供託による預金債務の消滅後に、新たな入金等によってなお預金債務が発生しうることなどをどう説明するか）を検討しよう。これらの問題については、預金債務と預金契約を区別して考えることが有益である⁽³²⁾。預金債務については、返還義務と保管義務の関係、及び、供託前の残高債務と供託後の新たな残高債務との関係が問題となるが、これらはいずれも具体的な預金債務についての問題である。しかし、それとは別に、預金契約が存続している以上、銀行は、入金があれば受け入れて保管するという債務⁽³³⁾を負い続ける。これは、要物契約である寄託契約から発生する寄託の目的物ないし価値についての具体的な保管・返還義務とは別の、枠契約である預金契約上の債務である。この枠契約上の債務（一般的な入金受入れ・保管義務）に基づいて、供託後にも具体的な預金債務が発生しうる。この枠契約上の債務は、具体的な預金債務の前提となる債務であり、預金債務の弁済供託によって消滅することはない。それを消滅させるためには、預金契約の解消が必要である。

このように、普通預金などの流動性預金については、枠契約である預金契約上の債務（一般的な入金受入れ・保管義務）と、それに基づいて発生する具体的な預金債務とを区別し、後者について、返還義務と保管義務の関係、及び、供託前の残高債務と供託後に発生する残高債務の関係を考えることにより、諸問題の相互関係が明確になると考える⁽³⁴⁾。

(32) 中田裕康「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」金法1746号（2005）16頁参照。

(33) 森田・前掲注（6）374号109頁は、金融機関が顧客に対して負う「預入れや振込みにかかる資金を預金口座に受け入れて預金債権を成立させる一般的義務（消費寄託引受義務）」という。

(34) 本稿は、2008年12月10日の研究会での報告を経て、2009年5月2日に脱稿したものである。今回、関連するその後の論稿や立法の動向も反映させるように努めたが、十分ではなく、基本的には2009年5月現在の考察を内容としている。